

# 利用上の注意

本編は、平成16年11月1日現在で実施した「平成16年特定サービス産業実態調査」の調査結果について取りまとめたものである。

## ・特定サービス産業実態調査について

### 1. 調査の目的

特定サービス産業実態調査は、サービス産業の実態を明らかにし、サービス産業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

### 2. 調査の根拠

特定サービス産業実態調査は、統計法(昭和22年法律第18号)に基づく「指定統計調査」(指定統計第113号)であり、特定サービス産業実態調査規則(昭和49年通商産業省令第67号)によって実施される。なお、特定サービス産業実態調査規則及び調査票様式を巻末に掲載している。

### 3. 調査の期日

平成16年特定サービス産業実態調査は、平成16年11月1日現在で実施した。

### 4. 調査の範囲

特定サービス産業実態調査の範囲は、日本標準産業分類(平成14年総務省告示第139号)に掲げる「大分類H-情報通信業」、「大分類K-金融・保険業」、「大分類O-教育、学習支援業」及び「大分類Q-サービス業(他に分類されないもの)」に属する、主として対事業所サービス及び対個人サービスの事業を営む事業所(又は企業)のうち、経済産業大臣が指定したものである。

平成16年特定サービス産業実態調査は、次に掲げる業種に属する事業を営む事業所(又は企業)を対象としている。

## 平成16年 特定サービス産業実態調査の調査業種及び調査対象の範囲

調査業種	調査対象の範囲
物品賃貸業	日本標準産業分類に掲げる小分類881-各種物品賃貸業、小分類882-産業用機械器具賃貸業及び小分類883-事務用機械器具賃貸業に属する業務を営む事業所。
情報サービス業	日本標準産業分類に掲げる小分類391-ソフトウェア業及び小分類392-情報処理・提供サービス業に属する業務を営む事業所。
映画館	日本標準産業分類に掲げる小分類841-映画館に属する業務を営む事業所。
ゴルフ場	日本標準産業分類に掲げる細分類8443-ゴルフ場に属する業務を営む事業所。
テニス場(テニス練習場を含む。)	日本標準産業分類に掲げる細分類8446-テニス場及び細分類8447-バレーボール・テニス練習場のうちテニス練習場に属する業務を営む事業所。
ボウリング場	日本標準産業分類に掲げる細分類8445-ボウリング場に属する業務を営む事業所。
遊園地・テーマパーク	日本標準産業分類に掲げる細分類8452-遊園地(テーマパークを除く)及び細分類8453-テーマパークに属する業務を営む事業所。
ゴルフ練習場	日本標準産業分類に掲げる細分類8444-ゴルフ練習場に属する業務を営む事業所。
劇場(貸しホールを含む。)	日本標準産業分類に掲げる細分類8421-劇場に属する業務を営む事業所。
映画制作・配給業、ビデオ発売業	日本標準産業分類に掲げる細分類4111-映画・ビデオ制作業(テレビ番組制作業を除く)のうち映画制作業及びビデオ発売業並びに細分類4113-映画・ビデオ・テレビ番組配給業のうち映画配給業に属する業務を営む事業所。

注:1.調査業種に関する「調査対象の範囲」、「統計表の事項の説明」などの詳細については、各業種編の「<業種事項>」を参照してください。

注:2.調査対象には、当該業務を主としないもの(兼業)を含む。

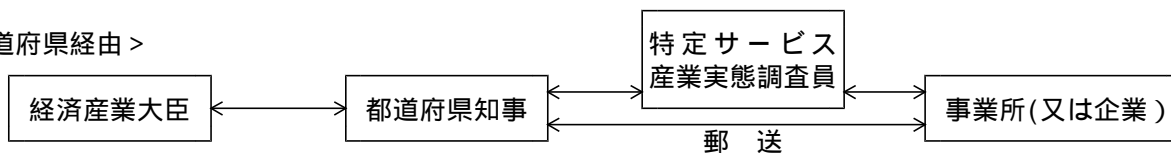
5. 調査方法

都道府県知事が任命した特定サービス産業実態調査員又は郵送により、調査票の配布及び収集を行う方法

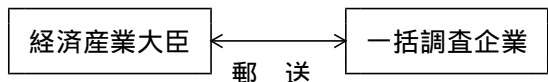
経済産業大臣が直接郵送により、調査票の配布及び収集を行う（経済産業省一括調査）方法

6. 調査経路

< 都道府県経由 >



< 経済産業省一括調査 >



7. 調査票の種類及び調査内容

平成16年特定サービス産業実態調査は、毎年調査である物品賃貸業、情報サービス業の2業種に、ローテーション業種（3年周期）である対個人サービス業（娯楽関連産業）の8業種を加えた10業種についてそれぞれの調査票を用い、従業者数、年間売上高及び営業費用などについて調査を実施した。

8. 公表

特定サービス産業実態調査の集計結果は、速報を調査実施から約8か月後に公表、確報を約12か月後に調査業種ごとに取りまとめ、公表する。

9. 調査業種及び調査年次

特定サービス産業実態調査は、平成12年調査より、対事業所サービス業をビジネス支援産業として1年目に、対個人サービス業を娯楽関連産業と教養・生活関連産業に分割して、それぞれ2年目、3年目に調査を行う3年周期調査とすることとした。ただし、ビジネス支援産業のうち、物品賃貸業については、購入を中心とする形態からリースを中心とする形態へ変わりつつある設備投資の構造分析などに資するため、また、情報サービス業については、IT（情報）化の急速な進展に伴い構造変化が著しいことから、これら2業種については毎年調査を行うこととしている。

調査業種及び調査年次

	平成15年調査	平成16年調査	平成17年調査
毎年調査業種	物品賃貸業 情報サービス業	物品賃貸業 情報サービス業	物品賃貸業 情報サービス業
3年周期調査業種 (ローテーション業種)	【ビジネス支援産業】 広告業 エンジニアリング業 デザイン業 環境計量証明業 ディスプレイ業 機械設計業 研究開発支援検査分析業 テレマーケティング業	【娯楽関連産業】 映画館 ゴルフ場 テニス場（テニス練習場を含む。） ボウリング場 遊園地・テーマパーク ゴルフ練習場 劇場（貸しホールを含む。） 映画制作・配給業、ビデオ発売業	【教養・生活関連産業】 クレジットカード業 葬儀業 フィットネスクラブ カルチャーセンター 結婚式場業 外国語会話教室 新聞業、出版業

特定サービス産業実態調査は、昭和48年の調査開始以降、平成16年までに30業種について調査を実施している。

各年次ごとの調査業種については、巻末の「特定サービス産業実態調査の調査業種及び調査年次一覧」を参照してください。

10. 記号及び注記

(1) この調査結果の概況及び統計表中に使用している記号は以下のとおりである。

「-」は該当数値なし、「...」は不詳（調査していないもの）、「0」は単位未満、「」は数値がマイナスであることを表している。

「」は、1又は2である事業所に関する数値で、これをそのまま掲げると個々の申告者の秘密が漏れるおそれがあるため数値を秘匿した個所である。また、3以上の事業所に関する数値であっても1又は2

の事業所の数値が合計との差引きで判明する個所は、「 」で表した。

(2) 公表数値は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の積み上げと合計が一致しない場合がある。

#### 11. その他の注意事項

(1) この統計表に掲載された数値を他に転載する場合は、「経済産業省経済産業政策局調査統計部 平成16年特定サービス産業実態調査報告書」による旨を明記してください。

(2) この統計表に関する質問は、下記宛にお願いします。

〒100 8902 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号  
経済産業省経済産業政策局調査統計部産業統計室  
電話 03(3501)1511 (内線 2898)、03(3501)3892 (ダイヤルイン)  
統計アクセス用URL <http://www.meti.go.jp/statistics/index.html>